



令和 7 年 3 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

103 万の壁！

皆さん、こんにちは。こちらは、確定申告真っ盛りでございます（2月5日執筆）。

そんな中ですが、少し前から 103 万円の壁の話で盛り上がっていますね。私も事務所経営的にパートさんの力が必要ですので、103 万の壁の撤廃、随時拡充に大賛成でございます。

その理由というか、細かい点については、他の税理士さんや新聞等でも盛んに報道されていたので、大きな視点から話をしますと、インボイスの導入、円安等々で、物価高が続いています。物価高が続くとどうなるかというと、すぐに税収増に繋がります。なぜか？税金自体が取引価格に基づいているものが多いからです。

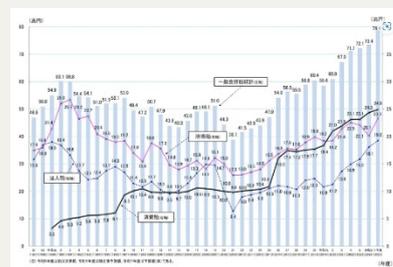
簡単な例でいけば、消費税。白菜 1 玉 200 円なのが、1 玉 300 円になれば、そこから負担する消費税が 20 円から 30 円に上がります。当然に 10 円の増収になる。白菜ばかり売っている法人の売上 2 億円、仕入 1 億 6 千万円、利益 4 千万円なのが、売上 3 億円、仕入 2 億 4 千万円、利益 6 千万円になれば、法人税率 35%として考えても、700 万円の増収となる。

という風に、物価高が続くとリアルタイムにガソリン税とか、ちょっと遅れて人件費にも反映されると所得税も増収となる。結局、税収爆上りというわけです。

借金の方はといえば、物価が上がれば利率も上がってきますが、元本の負担は相対的に減っていくので、税収における借金の割合は低くなって自然と健全化する傾向にあります。

インボイスの導入もかなりの増収になっています。インボイスの経過措置がなくなる令和 11 年には、その結果に驚愕することだと思います。

税収合計でいくと平成 21 年度に 38.7 兆円だった税収が、令和 7 年度には、78.4 兆円！！（財務省 HP より）。15 年で倍以上に増えた税収。流石にデータでみると、ちょっと引きます。



【一般会計収入の推移：財務省の HP より抜粋】

なぜにこんなに増収、財源あるのにと思わないでもないですが、いち税理士に出来ることは限られますので、適法に！少しでも税負担を減らす努力！をコツコツと！してまいりますので、是非ご協力のほどよろしくお願い致します。

本店
便り

外国人旅行者向け免税制度の見直し

文責：亀田

近年、日本へ来る外国からの旅行者が増え、昨年(令和 6 年)はコロナ禍前を上回る 3,700 万人弱が来日し、過去最高を更新したとのニュースもありました。それに伴い、いろいろな問題も出てきていますが、その中で税金に関係するものとして、外国人旅行者向けの免税制度の不正利用というものがあります。

まず、訪日外国人の方が免税店でパスポートを見せるなど一定の手続きを取ると、消費税が免除されるため、その分安く買えます。なぜ免除されるかと言いますと、消費税は日本の法律で「日本国内で消費されるモノやサービスにかかる税金」と決められており、日本国内で消費されない、つまりおみやげとして外国へ持ち帰る場合は、消費税はかかりません(持ち帰った先の国で、入国時にその国のルールによる税金がかかる可能性があります)。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

では、この制度の不正利用とはどういうことかという、訪日外国人の方が出国時に、免税店で買ったものを、経緯はどうかあれ持っていない状態です。この場合は、国内で消費したことになるので、本来消費税を払わないといけなかったはずで、もちろん使ったなどして持っていないと税関に申告し、安くなった消費税分を納付すれば問題ありませんが、申告しない場合に問題になります。



出国時に持っていない理由としてよくあるのが、日本国内で転売してしまっている場合です。税抜き価格で買ったので、多少利益を乗せて売っても、日本国内にいる人が税込み価格で普通に買うよりも安くできる可能性があります。そういった理由等で、出国時に現物を持っていないことが分かれば安くなっていた消費税分を払ってもらおうことにはなりますが、なかなかすべて摘発できるわけではないようです。

これらの問題を解消するために、今までもいろいろな手が講じられてきましたが、令和7年度の税制改正大綱で抜本的な改革が盛り込まれました。すなわち、訪日外国人の方にも免税店で消費税込みの価格で買ってもらう、出国時にも持っていることを確認できたものだけその免税店から消費税分を返金する、リファンド方式というものに変わる見込みです。変更予定は令和8年11月以後とのことで、もう少し先の話です。細かい修正等もあると思われますが、これであれば、申告が無ければ返金されないルールであるので、不正利用の減少が期待されます。

インター
店
便り

ハラハラ

文責：大脇

こんにちは。少しずつ暖かくなり春らしさを感じられる頃となりましたね。いや～今年の1月下旬から2月中旬にかけて寒かった！雪もちらほら、風も吹き荒れ…執筆時現在確定申告真ただ中のため、私の周りにも春の嵐ならぬキーボードの「カチャカチャ」音の嵐が吹き荒れております。



新インター店がオープンし、初の確定申告時期。メンバーも倍に増え、私なりに気を遣うことも増えてきました👉うれしい限りなんですけどね。声かけ一つとっても一昔前では考えられない「ハラスメント」を意識しないとイケないご時世…😓

ちょこっと調べるだけでもハラスメントってたくさんあるんですね。「パワハラ」「セクハラ」は知っていましたが、職場におけるハラスメントとして「SOGIハラ（「SOGI」（ソジ）は、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称。性的指向や性自認に関連した、精神的・肉体的嫌がらせを行うこと）」などもあるとか…。「髪の毛切った？」も気軽に言えない（実際、髪の毛を切ったかどうか聞くのはセクハラには該当しませんが、髪、切ったんだ。何かあったの？心境の変化？彼氏と別れたの？」等の会話が続くことはセクハラと言われても仕方ないそうです）、においの強い柔軟剤はスメハラ（スメルハラメント）になるとか…。ん～難しい！

では、先月号で予告しておりました、令和7年4月1日施行の育児・介護休業法改正のポイントをサラッと解説します。

①「子の看護休暇」の取得事由や対象者の拡大

既存の「子の看護休暇」の対象範囲を小学校3年生修了までに拡大し、行事参加の場合も含めて休暇を取れるように改正されます。また、現状は雇用期間が6か月未満の従業員や1週間の所定労働日数が2日以下の従業員は、労使協定の締結により対象外にできますが、このうち「勤続6か月未満を対象外」とできる制度が撤廃されます。

②残業免除の対象者拡大

所定外労働の制限（残業免除）の対象が、子どもが「3歳になるまで」から「小学校就学前」の子どもをもつ従業員へと拡大されます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

③ 育児のためのテレワーク環境整備

・ 育児のためのテレワーク等の導入の努力義務化

「3歳まで」の子がいる従業員を対象にテレワークを導入することが事業主の努力義務になります。

・ 短時間勤務の代替措置にテレワークを追加

労使協定により短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合の代替措置として、既存の(1)「育児休業に関する制度に準ずる措置」、(2)「始業時刻の変更等」に加え、(3)「テレワーク」が追加されます。

④ 育休取得状況の公表義務を 300 人超の企業に拡大

現在、常時雇用従業員 1,000 人超の企業で男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務ですが、4月以降は常時雇用従業員 300 人超の企業へと対象が拡大されます。

⑤ 介護と仕事の両立支援の強化

現状、「勤続 6 か月未満」「週の所定労働時間が 2 日以下」「半日単位で休暇取得が困難と認められる業務に従事する」などの従業員については、労使協定の締結により「介護休暇」の対象外化が可能です。このうち「勤続 6 か月未満」を介護休暇の対象外にできる制度が撤廃されます。

従業員が介護と仕事の両立支援制度を利用しやすいよう、以下のいずれかの措置の実施が事業主に義務化されます。また、複数の措置を実施するのが望ましいとされます。

事業主は「介護に直面した従業員への両立支援制度等の個別周知・意向確認」および「両立支援制度に関する従業員への早期の情報提供」が義務付けられます。

家族の介護を行う従業員に対し、事業主はテレワークを可能とすることが努力義務となります。

経営 情報

所得税の 103 万円の壁引き上げについて

文責：加藤（光）

2025 年より所得税の 103 万円の控除額（103 万円の壁）が 123 万円に引き上げられることが与党の税制改正大綱で明記されました。

現在、給与収入のある人は、所得税の基礎控除額 48 万円と、給与所得控除の 55 万円を合わせた 103 万円の所得税控除があり、年収が 103 万円を超えると所得税が発生します。これに対し今回の改正では、所得税の 48 万円の基礎控除額を 58 万円へ引き上げることが検討されています。

さらに基礎控除額だけでなく、住民税の給与所得控除の引き上げも検討されており、年収が低い層に適用される「最低保障額」が、55 万円から 65 万円に引き上げられます。与党は主なきっかけとして、食料や光熱費など、物価高を考慮して引き上げを決定したとしています。

また、大学生などを扶養する世帯に対する税負担を軽減する、「特定扶養控除」も見直しがされ、「特定親族特別控除」（仮称）が導入されることが決定しました。

「特定扶養控除」とは、世帯に大学生などの控除対象親族（その年の 12 月 31 日時点での年齢が 19 歳から 23 歳未満の方）がいる場合、控除が受けられる制度のことです。現行の制度では、子どものアルバイト先での年収が 103 万円を超えてしまった場合、特定扶養親族の控除額である 63 万円を受けることができなくなってしまいます。しかし、今回の「特定親族特別控除」によって、「特定扶養控除」を受けられる上限額が 150 万円に引き上げられ、150 万円以内であれば所得税がかからなくなります。

では、103 万円の壁の見直しでどのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか？

[メリット]

- ・ 所得税を気にすることなく働くことができ、手取り額も増加する。
- ・ 飲食店など、長い時間で働ける人が増えることで、人手不足の解消に繋がる。

<次のページへ続く>



<前のページからの続き>

[デメリット]

- ・ 社会保険の 130 万円の壁（社会保険に加入するかしないかの境目となる金額）の影響で、収入が増え
ても新たに社会保険料を支払う可能性がある。

年収 103 万円の壁についての見直しに関しては現在も協議が続いており、今後は 123 万円から 178 万円
まで引き上げられる可能性もあります。ご不明な点があれば各担当者までご相談ください。

【参考】

- ・ 自民 公明 与党税制改正大綱を決定 控除額 123 万円に引き上げ
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241220/k10014673351000.html>
- ・ 国税庁 No1180 扶養控除
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>

行楽
日記

ひるがの高原コテージパーク・福井県立恐竜博物館

文責：木村

旅行好きな親の誘いで、昨年夏にひるがの高原コテージパーク→福井県立恐竜博物館へと行って参りま
した。親と弟、兄の家族と大人数旅行で賑やかな旅行になりました。

ひるがの高原コテージパークでは、釣り堀や水遊び、バトミントンコート、サッ
カー等、子供でも楽しめる娯楽が満載。ドッグランもあり、ペットを飼っている方
でも安心して楽しめる施設だと感じました。



早朝出発し、お昼頃に到着。到着後すぐに水遊び場に走っていく姪っ子と弟、
BBQの準備をする親、その準備しているところをじっと見ている甥っ子。自然の
中で感じる非日常感あふれる空間が日常の疲れを癒してくれました。夜には花火、
初めて花火を見る甥っ子がまた心を癒してくれました。

翌日、福井県立恐竜博物館へ。恐竜をテーマとした自然史博物館で、世界三大恐
竜博物館の一つと言われています。小学生の時にも訪れたことがあり、恐竜の頭部
が見えない程の大きさだった恐竜。大人になった今、見え方が変わり、あの頃とは
違った世界観で楽しむことが出来ました。姪っ子達も、あの頃の自分と同じ世界観
で楽しんでいるのだろうかと思うと不思議な感じがしました。



ひるがの高原→恐竜博物館と長旅ではありましたが、楽しさのあまり、あっとい
う間に感じるような旅行でした。

3月の税務

- ・ 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月17日(月)~3月17日(月)
- ・ 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…3月31日(月)
- ・ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…3月31日(月)

無料経営相談につきまして

誠に勝手ながら、本年3月までの期間、
無料経営相談はお休みさせていただきます。
お困りのことがございましたら、担当者まで
ご連絡ください。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二カ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info